

《論 説》

著作者人格権の保護期間

——「少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する」——

三 浦 正 広

はじめに

- I 著作者人格権の保護期間に関する解釈論
 - II ベルヌ条約および諸外国の立法例
 - III 著作者死後の著作者人格権の法的性質
 - IV 実演家人格権の保護期間
- むすびにかえて

はじめに

わが国の著作権法は、著作者人格権の保護期間について定めるベルヌ条約の規定を遵守しているといえるのであろうか。

わが国の著作権法は、著作権の保護期間について、著作物の「創作の時」に始まり、原則として著作者の死後50年まで存続するとする規定を置いている。実務的には、戦時加算特例の問題や、格安DVDの販売をめぐる争われた、旧著作権法における映画の著作物の保護期間の解釈の問題などのように、保護期間の算定について困難を生じさせる場合もありうるが、基本的に保護期間の終期は明確になっている。ところが、著作者人格権の保護期間については明確な規定がない。

著作権法上「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない」と規定されてはいるが、著作者人格権は、著作者の死後においてもその「人格的利益」という形で保護されている。この著作権法の規定をみる限り、著作者人格権は著作者の死亡とともに消滅し、その死後においては著作者の人格的利益が保護されているにすぎないということになる。

これについて学説は、条文の文言を文理解釈して、著作者人格権は一身専属的な権利であるから、著作者の死亡とともに消滅するとするものもあれば、著作者人格権の保護期間に関する明確な規定がないことを根拠として、また、著作者人格権侵害行為に対して科される刑事罰に期限が定められていないことを理由として、著作者人格権は永久に保護されていると解するものもある。

さらに、著作者の死後においてもその人格的利益を保護する規定が置かれていることからわかるように、著作者人格権は一身専属的な権利であるから著作者の死亡とともに消滅するとしても、著作者人格権はその形を変えて「人格的利益」として、その遺族が生存するかぎり保護されているということを見ると、実際には、著作者の死後においても著作者人格権は保護されているといえる。ただし、遺族の範囲が限定されているので、その限りにおいて著作者人格権の保護が永久であるということはいえないし、また、保護期間の終期が明確であるとはいえない。

果たして著作者人格権は、著作者の死亡とともに消滅するのか、それとも遺族の生存中は保護されるのか、あるいは、永久に存続するのか。

これについてベルヌ条約は、その加盟国が遵守義務を負う著作権の保護期間について、著作者の生存中およびその死後50年までと規定するとともに、著作者人格権の保護期間については「少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する」と規定している。したがって、わが国の場合は、著作権の保護期間は原則として著作者の死後50年まで存続すると規定されているので、著作者人格権の保護期間は少なくとも著作者の死後50年までは保護されなければならないことになる。

ところが、先に紹介したように、わが国の著作権法には著作者人格権の保護期間に関する明確な規定はなく、学説も見解が分かれている。著作者人格権は、著作者の一身に専属する権利であるから、その死亡とともに消滅するとしても、死後においてもその人格的利益が保護されていることからすると、実質的には著作者の死後においてもその著作者人格権が保護さ

れているということは可能であろうが、著作者人格権侵害に対する民事的救済として、名誉回復措置等の請求権を行使することができるのは、著作者の配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹の遺族に限定されている。日本人の平均寿命がいまなお伸びているという実態を考慮すると、卑属である孫の生存中は、その請求権の行使が可能であるということになり、その範囲において著作者人格権は、少なくとも財産的権利の保護期間である著作者の死後50年までは保護される可能性が高いといえる。しかしそれはあくまで可能性であって、孫やその他の遺族が死後50年より前に死亡した場合、著作権はその他の遺族が生存していればその保護期間が満了するまで継続することになるが、著作者人格権は著作権よりも前に保護期間が満了することになり、ベルヌ条約の規定上の義務を遵守しえないことになる。現実問題として、そのような事態が生じる可能性は必ずしも多いとはいえないであろうが、わずかでも可能性がある以上は、ベルヌ条約の義務を遵守しているとはいえないし、また、著作者人格権の保護が、著作権と比較しても十分であるとはいえないことになる。このことをカバーするために、著作者人格権の侵害者に対し、期限の定めなく刑事罰が科されることになっているからといって著作者人格権が永久に保護されているといえるのであろうか。

このような問題意識から、著作者人格権の保護期間について検討するにあたっては、著作者の死後における著作者人格権の保護のあり方、およびその法的性質の両側面からアプローチする必要がある。そこで本稿では、わが国の著作権法が、著作者人格権の保護期間についてベルヌ条約の規定を遵守しているといえるのかについて否定的に考察するにあたり、まず著作者人格権の保護期間ないし著作者の死後における人格的利益の保護に関する旧著作権法および現行著作権法の規定やその立法趣旨を検討したうえで、それらの解釈論をめぐって見解が分かれている学説の状況を整理し、分析する。次に、ベルヌ条約の規定の内容および立法趣旨を確認し、その規定を遵守しているヨーロッパ諸国の立法を参考にしながら、わが国の規

定の問題点について検証する。そして、著作者の死後における著作者人格権あるいは「人格的利益」の性質について考察を加えることとする。

I 著作者人格権の保護期間に関する解釈論

1 著作者人格権の保護期間の意義

著作権の保護期間は、著作者の死後も著作権が存続することによって、著作権が侵害された場合にその救済を求めることができるだけでなく、著作物が利用されることによる積極的な財産的利益を得ることが可能となるところに意味がある。しかし、著作者人格権の保護期間は、著作物の利用に関して著作者人格権侵害が生じる場合に救済を求めることができるにすぎず、消極的意味を有するにとどまる。この点において、著作権の保護期間と著作者人格権の保護期間とは、その実質的な効果を異にする。

このような権利の保護期間の意義の違いがあるだけでなく、条文の規定においても、著作権の保護期間については明確な規定が置かれているが、著作者人格権の保護期間については明確な規定が置かれていない。旧著作権法においても、現行著作権法においても、著作者人格権の保護期間は、著作者の死後における著作者人格権の法的性質に関する議論と合わせて、著作者の死後における人格的利益の保護という形で構成されている。

諸外国の法制をみると、ドイツ著作権法のように、著作権一元的構成論を採用している国の著作権法においては、「著作者の権利」の保護期間は、著作者人格権と著作財産権を区別することなく規定されている。ドイツの場合は、著作者人格権も著作権も著作者の死後70年まで存続することとなっている。また、フランス著作権法やイタリア著作権法は、財産権として著作権の保護期間とは別個に、著作者人格権の保護期間に関する規定が置かれている。これらの国の著作権法は、わが国の著作権法とは規定の仕方が異なり、ベルヌ条約の規定を遵守する形で、著作者人格権の保護期間は明確に規定されている。

2 旧法および現行法における著作者人格権の保護期間

著作者人格権の保護期間ないし著作者の死後における人格的利益の保護に関する規定は、旧著作権法（明治32年法律39号）においてみられる。⁽¹⁾旧法18条2項は、「…著作者ノ死後ハ著作権ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物ニ改竄其ノ他ノ変更ヲ加エテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題号ヲ改メ若ハ著作者ノ氏名称号ヲ変更若ハ隠匿スルコトヲ得ズ」と規定している。旧法の著作権の保護期間は、原則として著作者の生存間および死後30年までと規定されていたから（旧法3条1項）、著作者の死後30年が経過して著作者が消滅した後もなお著作者人格権が存続することになっていた。⁽²⁾しかもそのうえ、その終期を定める明確な規定がないことから、永久に存続すると解されていた。⁽³⁾

ところが、昭和6年旧著作権法改正により、現行著作権法116条の規定と同様に、著作者人格権が侵害された場合に請求権を行使できる遺族の範囲が限定された。旧法36条ノ2第2項は、「第18条ノ規定ニ違反シタル行為ヲ為シタル者ニ対シテハ著作者ノ死後ニ於テハ著作者ノ親族ニ於テ其ノ著作者タルコトヲ確保シ又ハ訂正其ノ他其ノ声望名誉ヲ回復スルニ適當ナル処分ヲ請求スルコトヲ得」としている。著作者の死後にあつては、著作者の「親族」が著作者たることを確保し、または訂正その他名誉声望を回復するために適当な処分を請求することができた。そしてこの「親族」の範囲は、民法の規定にしたがい、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族ということになる（民法725条）。民事上の請求権は、6親等の直系卑属までが行使することができるので、現行法よりはるかに著作者人格権の保護が厚いということがいえる。

さらに、現行法立案の際の著作権制度審議会報告書によると、⁽⁴⁾著作者の死後少なくとも財産的権利が消滅するまで存続すると規定するベルヌ条約ブラッセル規定を踏まえたうえで、著作者の人格的利益を無限に保護するとしても、著作者の死後においては著作物の改変が「著作者ノ意ヲ害ス

ル」かどうかを解釈適用することが困難であって、その実効が期しがたいことや、著作者の死後もなお利用されるような著作物は著作権制度の問題としてよりは社会的に尊重され保護されるものであるという理由から、著作者人格権は著作権の保護期間の終了とともに消滅するものとしてさしつかえないという結論に落ち着いたといえる。しかし、財産権と同時に消滅するとした場合にどのような事態が生ずるかは予測しがたく、また、財産権と同時に消滅させるべきものとする積極的理由が見出し難いから、旧著作権法制定以来の法制をあえて変更する必要はない、すなわち、著作者人格権は永久に保護されてよいとする反対意見も紹介されている。旧著作権法においては、著作者人格権の保護期間は、旧法18条2項の規定から読み取れるように、著作者の死後においても永久に存続すると解されていたが、現行著作権法制定の際の議論では、ベルヌ条約ブラッセル改正条約の規定を踏まえて、財産的権利の消滅と同時に著作者人格権も消滅するものとされたと考えることができる。

このような旧法における著作者人格権に関する解釈や議論を経て、現行法60条における著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護に関する規定が設けられることになるわけであるが、このような議論の成果は、直接的な表現で規定されることなく、著作者人格権の保護期間の終期を明確にしないまま、現行法において著作者人格権の一身専属性（著作権法59条）、著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護（著作権法60条）およびそれらの利益が侵害された場合の救済措置（著作権法116条）に関する規定が設けられることとなった。

3 著作者人格権の一身専属性

現行著作権法における著作者人格権の保護期間について考察するにあたっては、まず著作者人格権の一身専属性について検討する必要がある。すでにみたように、旧著作権法においては著作者人格権が著作者の死後も永久に存続すると認識されていたものの、その場合の著作者人格権の法的性

質について理論的な分析はなされていない。ただ、旧著作権法18条2項の解釈として、「著作者の死後も著作者人格権は相続人に移転せず、なお又、著作者死後三十年を経過して著作権が消滅した後においても、著作者人格権は永久に存続することを表明した趣旨である」とする見解は存在する⁽⁵⁾。また、バルヌ条約ブラッセル改正条約の規定は、ただ財産的権利が消滅するまで存続すると規定するのみで、その性質に関してはもちろん触れられていない。

著作権法59条は、「著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。」と規定する。著作者人格権は、人格権としての性質を有しているので、民法上の一般的な人格権と同様に、自然人である著作者本人に固有に帰属し、他人に譲渡することはできず、相続することもできない権利であるとされている。しかし、権利の一身専属性といってもその性質は多様である。権利の帰属や行使の態様が異なるだけでなく、譲渡性や相続性の態様も一様ではない。譲渡性が認められている例はみられないが、相続性が緩和されている例は多くみられる。必ずしも相続性が一身専属性の本質的内容を構成しているわけではない⁽⁶⁾。

著作者人格権は、民法上の人格権とは異なり、著作者自身の人格的、精神的な権利ではなく、あくまで著作物との結びつきにおいて認められている権利であるから、一般的な人格権と比較すると、その一身専属性は緩和されてもそれなりの合理性があるといえる。そうすると、著作者人格権は、必ずしも著作者の死亡とともに消滅すると解する必要もなく、著作権法59条の文言にあるように、「譲渡することができない」としても、相続の対象となると構成することは決して不合理とは言えない⁽⁷⁾。フランス著作権法のように、著作者人格権の相続による移転を認めている例もみられる。

著作者人格権の一身専属性の問題は、著作者人格権は著作者の死亡と同時に消滅するのか、それとも著作者の死亡後も存続するのかという問題に帰着する⁽⁸⁾。一身専属性を強調すると、わが国著作権法のように、著作者人格権は著作者の死亡と同時に消滅することになるが、著作者の死後におけ

る著作者の「人格的利益」を保護するために、著作者人格権が侵害された場合に、その遺族が差止請求権等の民事上の請求権を行使することができるとする理論構成を採らざるをえない。これに対して、一身専属性を緩和すると、著作者が死亡しても著作者人格権は消滅することなく存続し、その遺族に承継されるとする理論構成が採られることになる。

従来から考えられてきたように、権利の一身専属性を厳格に解釈する必要はなく、相続や権利の移転が認められる場合もあると考える。

4 著作者の死後における人格的利益の保護

わが国において、著作者人格権の保護期間に関する議論は、著作者の死後における人格的利益の保護の問題として議論されている。

前節でみたように、わが国の法制では、著作者人格権は一身専属権であるから著作者の死亡とともに消滅すると構成しているが、著作者人格権によって保護される実質的利益は、著作者の死後における「人格的利益」として保護されている。

著作者の死後における人格的利益の保護について、「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。」(著作権法60条)と規定するとともに、著作者の死後においては、その遺族が著作者人格権を侵害する者または侵害するおそれのある者に対して差止めを請求することができ(著作権法112条)、また、故意・過失により著作者人格権を侵害した者に対しては、損害賠償および名誉声望回復措置を請求することができることになっている(著作権法115条および116条1項)。その場合の「遺族」の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹に限定されている(著作権法116条2項)。さらに、著作者は、遺言により、遺族に代えてそれらの請求をすることが

できる者を指定することができる。この場合、その指定を受けた者は、著作者の死後50年まで、または最終遺族の生存中に限って、その請求をすることができる（著作権法116条3項）。著作者人格権として規定されている公表権、氏名表示権および同一性保持権侵害の場合はもとより、著作者の名誉声望を害する利用方法により著作権人格権侵害とみなされる場合（著作権法113条6項）も民事上の請求権行使の対象となる。

さらに、刑事的制裁として、著作者の死後における著作者人格権を侵害した者は、500万円以下の罰金に処せられることになっている（著作権法120条）。しかも、この刑事罰規定には期限の定めがないために、理論上は無期限に適用することが可能となる。後述するように、学説のなかには、このことを根拠として著作者人格権が永久に保護されると解するものもある。

著作権法上、著作者人格権の保護期間について明確な規定はないが、これらの規定により著作者人格権は著作者の死後においても実質的に保護されることになる。しかも旧法と同様に、著作者人格権の保護期間の終期を定める明確な規定が置かれていない。しかし旧法とは異なり、著作者の人格的利益が侵害された場合の請求権者の範囲が「遺族」に限定されているため、旧法と比較すると、著作者人格権の実質的保護はかなり弱いものとなっている。それだけでなく、著作者人格権の保護期間について「少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する」と定めるベルヌ条約6条の2第2項の規定が遵守されているかどうか疑義が生じる。

なお、後述するように、ベルヌ条約6条の2第3項は、「この条において認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」と規定し、著作者の死後における著作者人格権が侵害された場合の救済方法は、各国の国内法に委ねられている。各同盟国は、ベルヌ条約のもとでその義務を履行する方法を選択することができることになっている。しかし、わが国の立法のように、保護期間の終期を明確に定めないままその救済の時間的範囲を限定してしまうと、

「少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する」という基準を充たすかどうかさえ不明確なものとなる。著作権法116条により、この救済方法が定められているからといって、保護期間に関する履行義務が遵守されているということにはならない。

5 著作者人格権の保護期間に関する学説

(1) 概観

著作権の保護期間については、保護期間の延長の問題などさまざまな議論がなされているが、著作者人格権の保護期間については、著作者の死後における人格的利益の保護に関する問題を含めてもそれほど多くの議論がなされているわけではない。そのためか、基本的な概説書においても、著作者人格権の保護期間あるいは著作者の死後における人格的利益の保護の問題については、理論構成、「一身専属性」「永久性」という用語法において異なる理解がなされているか、理解は共通していても表現が異なっているだけなのか、いずれにせよ統一的な理解がなされていないのが実情であるといつてよい。そこで、ここでは著作者人格権の一身専属性を強調し、著作者の死後においては人格的利益として保護している現行法の理論構成を確認したうえで、著作者人格権の保護期間の定めがないこと、および著作者人格権を侵害した者に対して刑事罰が永久に科されうることを根拠に、著作者人格権が永久に保護されているかについて見解が分かれている学説を比較検討する。しかし、これらの議論はあくまで著作者の死後における著作者人格権の保護に関するものであり、必ずしも保護期間の観点から議論されているわけではない。

(2) 現行法の理論構成

現行著作権法には、著作者人格権の保護期間に関する明文の規定は置かれていない。前節でみたように、著作者の死後における人格的利益の保護について、その遺族による請求権が認められ、実質的な保護が図られている（著作権法60条および116条）。この著作者死後の著作者人格権に関する

理論は、死者の名誉毀損、死者の人格権について争われた『落日燃ゆ』事件判決においても準用されている。⁽⁹⁾

著作者の死後においてその著作者人格権を保護する趣旨は、著作者自身の人格権であって、著作者に対する遺族の敬愛追慕の情などの人格権ではない。遺族が著作者に代わって、その著作者人格権を行使することができる。

現行著作権法において、著作者人格権は、譲渡することができない一身専属的な権利であると規定され（著作権法59条）、相続することもできない権利であると解されている。⁽¹⁰⁾したがって、著作者人格権は著作者の死亡とともに消滅することになり、著作権を相続する相続人も、著作者人格権侵害者に対して民事的請求権を行使する権限を有する遺族であっても、著作者人格権を行使することができないものと構成される。

したがって、現行法上は、著作者人格権は著作者本人の死亡によって消滅し、その遺族によって著作者の人格的利益が保護されることになる。最終遺族の生存中はその人格的利益が保護されることにより、結果的に著作者の死後50年まで保護されることになるとすると、形式的にはともかく、実質的にはベルヌ条約の規定を遵守することになるともいえる。しかし、それは最終遺族が著作者の死後50年以上生存していた場合にいえることであって、死後50年を経過する前に死亡した場合は、著作権の保護期間よりも先に著作者人格権の保護期間が満了することになり、ベルヌ条約6条の2第2項の規定に反することは明らかである。

（3）学説

学説は、著作者人格権の一身専属性や永久性の理解について見解の相違がみられる。それは、一身専属性ゆえに著作者人格権は著作者の死亡と同時に消滅するのか否か、あるいは保護期間の終期に定めがないことや、刑事罰の適用に期限がないことを理由に、著作者人格権は永久に保護されているといえるか否かという問題として議論されている。著作者人格権の一身専属性と永久性は相容れない性質であるといえるが、わが国の学説は、

著作者の死後における著作者人格権の性質について理解が錯綜している。

著作者人格権が永久に保護されているといえるためには、ただ単に権利が永久に存続すると規定しただけでは足りず、権利が侵害された場合に、著作者の卑属が生存する限り、救済方法が認められていることが必要である。後述するように、フランスやイタリア著作権法は、少なくとも規定上は卑属の範囲を定めておらず、実質的に著作者人格権は永久に保護されているといえる。

前節でみたように、まず著作者人格権の一身専属性を前提として、著作者人格権の譲渡性および相続性を認めず、著作者人格権は著作者の死亡とともに消滅し、その死後においては著作者の「人格的利益」としてその遺族による権利の実質的な保全を認めているのが現行法の理論である。また、フランス著作権法やドイツ著作権法のように、著作者の死後においても著作者人格権は消滅せず、その一身専属性を緩和して著作者人格権の相続性や著作者の死後における存続を認める理論がある。さらに、著作者の死後における著作者人格権の保護期間の問題として、その終期の定めがないことを理由として、あるいは、著作者死後の著作者人格権を侵害した者は、500万円以下の罰金に処するとする罰則規定（著作権法120条）が無期限に適用されうることを理由として、著作者人格権は永久に存続するという考え方がある。前者の考え方については、現行法立案に際し、ベルヌ条約ブラッセル改正条約6条の2第2項の規定を踏まえて、著作権法60条および116条の規定を置いていることを考慮するならば、著作者人格権の保護期間が限定されていないからといって、永久に保護されているということにはならないし、また、後者の考え方についても、刑事罰による無期限の保護は、著作者の人格的利益の保護というよりは、著作物そのものの文化的価値ないし文化財の保護という色彩が強くなり、私権としての著作者人格権を保護する意味合いが変わってしまうことになるので、著作者人格権侵害に対する刑事罰に期間制限がないことをもって、著作者人格権が永久に存続することの根拠とはならないと考える。⁽¹²⁾

II ベルヌ条約および諸外国の立法例

1 ベルヌ条約ブラッセル改正条約

(1) 著作権の保護期間との関係

著作権の保護期間について、ベルヌ条約は、1908年ベルリン改正条約において、「著作者の生存の間及びその死後50年とする」という規定（ベルヌ条約7条1項）を設けたが、これは各同盟国の国内法を拘束するものではなかった。その後1948年ブラッセル改正条約において、著作権の保護期間を著作者の生存中および死後50年とするこの規定は、原則として、ベルヌ同盟国の条約上の保護期間の最低限の期間を定める規定として条約上の義務となった。昭和45年（1970年）に制定されたわが国の現行著作権法の規定は、このブラッセル改正条約を受けたものである。

わが国の旧著作権法は、著作権の保護期間を、著作者の生存間およびその死後30年間継続すると規定していたが、現行著作権法は、著作物の創作の時に始まり、原則として著作者の死後50年を経過するまでの間存続すると規定している（著作権法51条）。したがって、著作者人格権の保護期間について、「少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する」というベルヌ条約の規定（ベルヌ条約6条の2第2項）に遵うとすると、わが国の場合は、著作者の死後50年まで存続すると構成する必要がある。すなわち、財産的権利の保護期間を著作者の死後50年まで、あるいは70年まで存続すると定めている国は、著作者人格権の保護期間についてはそれぞれ少なくとも50年以上あるいは70年以上と定めなければならないことになる。

(2) 著作者人格権の保護期間

著作権に関する国際会議においても、著作物における著作者の人格的利益の保護については、歴史的にも古くから認識されていたが、ベルヌ条約において著作者人格権に関する規定が明文化されたのは、1928年（昭和3

年)のローマ改正条約においてである(ベルヌ条約6条の2第1項)。著作者人格権として、「著作物の創作者であることを主張する権利」(氏名表示権)と、「著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利」(同一性保持権)が規定された。

このローマ改正条約において新設された6条の2第1項の規定は、「著作者ノ財産ニ係ルコトナク且該権利ノ移転後ト雖モ著作者ハ著作物ノ改竄、截除又ハ其ノ他ノ変更ニシテ著作者ノ名誉又ハ声望ヲ害スルコトアルベキモノニ対シテ異議ヲ述ブルノ権利ヲ保有ス」と規定し、著作者人格権の保護期間について触れてはいない。したがって、解釈として、著作者人格権の保護期間は、著作者の生存中に限定され、死後の著作者人格権は保護されていなかったといえる。

その後1948年のブラッセル改正条約では、6条の2第1項のなかに、「生存中」という文言が挿入されるとともに、著作者の死後においても各同盟国の国内法に定める範囲内において、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続するとする規定、新たな第2項が追加されることになる。

1948年ブラッセル改正条約

第6条の2第1項

「著作者の財産的権利とは関係なく、この権利の譲渡の後であっても、著作者は生存中、著作物の創作者であることを主張する権利および著作者の名誉または声望を害するおそれのあるこの著作物の改変、切除もしくは他の変更またはこの著作物に対する他の侵害に反対する権利を保有する。」

第6条の2新第2項

「同盟国の国内法が許す範囲で、前記の第1項に基づいて著作者に認められた権利は、著作者の死後少なくとも財産的権利が消滅するまでは存続し、この国内法令によって資格を与えられる人または団体が行使する。この項に規定する権利を行使する条件は、同盟国の国内法令が定める。」

そして、著作者人格権を保全するための救済方法は、保護を要求する国

の国内法に依るものとするとしたローマ改正条約6条の2第2項の規定が、新たな第3項として追加された。

第6条の2新第3項

「この条で認められた権利を保全するための救済方法は、保護の要求される国に法令が規定する。」

さらに、1971年パリ改正条約において、6条の2第1項の「生存中」という文言が削除され、著作者人格権について、「著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する」（ベルヌ条約パリ改正条約6条の2第1項）と規定されるとともに、著作者の死後における著作者人格権については、「第1項の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される」（ベルヌ条約パリ改正条約6条の2第2項）という規定が設けられた。この規定は、1967年ストックホルム改正会議において定められてものであるが、これにより著作者人格権の保護は著作者の死後まで延長することが義務づけられることとなった。そして、「少なくとも」という文言は、最低限の義務を定めるものであり、各同盟国の国内法が著作者人格権の永久の保護を定めることを妨げるものではないことを明らかにしたものである。⁽¹³⁾

2 諸外国の立法例

(1) 総論

ヨーロッパ諸国の著作権法は、著作者人格権について「少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する」と規定するベルヌ条約6条の2第2項の

規定を遵守し、ドイツ著作権法においては、著作者人格権は著作権の保護期間と同じく著作者の死後70年まで存続し、フランス著作権法やイタリア著作権法は、著作者の卑属が永久に著作者人格権を行使することができることになっている。日本法とは異なり、条文上は卑属の範囲に制限はない。人格権や著作者人格権に対する思想や解釈、権利侵害における救済方法、訴訟制度やその実務運用などが異なるために、一概に比較検討することができないことはいうまでもないが、ここではベルヌ条約とわが国の著作権法の関係を考察するに際して必要な範囲で参考までに、ドイツ、フランスおよびイタリアの著作権法における著作者人格権の保護期間について概観することとする。⁽¹⁴⁾

(2) ドイツ

ドイツ著作権法（1965年法）において、少なくとも規定上の著作者人格権の保護期間の終期はきわめて明確である。ドイツ著作権法は、著作者の権利について一元的構成論を採用しており、著作者の権利の保護期間について、「著作者の権利は、著作者の死後70年をもって消滅する」（ドイツ著作権法64条）と規定していることから、著作権の保護期間だけでなく、著作者人格権の保護期間も、著作者の死後70年で消滅することになる。⁽¹⁵⁾ 著作権の保護期間の満了とともに、著作者人格権の保護期間が満了した後、著作物は公有の著作物となって誰もが自由に利用できるようになる一方で、著作者人格権が侵害された場合は、著作者の遺族が死者の一般的人格権にもとづいて、死後における著作者の人格的利益の保護を求めることができることになっている。

(3) フランス

フランス著作権法（1992年法）は、著作者人格権として氏名表示権、同一性保持権（フランス知的所有権法典121-1条）、公表権（同121-2条）および修正・撤回権（同121-4条）について規定している。そして、著作権の保護期間について、著作者の死後70年間存続すると規定している（同123-1条2項）。

著作者人格権のうち、氏名表示権および同一性保持権については、著作者の一身に専属すると定める一方で、著作者人格権が永久に存続し、譲渡することができず、かつ、時効にかかることがないと規定し、しかも著作者の死後は、著作者人格権が相続人に移転できると規定している（同121-1条2～4項）。条文上、著作者人格権を相続する相続人の範囲に制限はなく、相続人が存在する限り相続されることになる。すなわち、著作権一元論により著作者人格権の保護期間を著作権の保護期間と同じ期間であるとするドイツ著作権法と異なり、また、わが国の場合とは異なり、フランス著作権法において著作者人格権は永久に保護されると解釈することが可能となる。

フランス著作権法の特徴は、著作者人格権の一身専属性を規定しながら、その永久性をも規定し、さらに死亡を理由として、著作者人格権は著作者の相続人に移転できると規定していることである。わが国の現行法理論の立場から、著作者人格権の性質や帰属主体の問題を厳格に考えると支離滅裂ということになるのであろうが、著作者人格権という権利の特殊性を踏まえたきわめて柔軟な立法といえる。

（4） イタリア

イタリア著作権法（1941年法）は、著作者人格権として、「著作物の著作者であることを主張する権利」（氏名表示権）および「著作者の名誉または声望を害するおそれがある著作物の改変、切除その他の変更、その他評価を低下させる行為に対して異議を申立てる権利」（同一性保持権）について規定している（イタリア著作権法20条1項）。これらの著作者人格権は、著作物の排他的な経済的利用権の譲渡後においても著作者に帰属し、譲渡することができないものと規定されている（同22条1項）。著作権の保護期間について、著作者の生存中およびその死後70年まで存続すると規定しているが（同25条）、著作者人格権の保護期間の終期について明確な規定を置いているわけではない。

そして、わが国の著作権法116条1項の規定と同様に、著作者人格権が

侵害された場合の民事的請求権を行使しうる者について、これらの著作者人格権は、「著作者の死後においても、その配偶者および子が、それらを欠くときは両親その他の直系尊属および直系卑属が、直系尊属および直系卑属を欠くときは兄弟姉妹およびその卑属が、これを無期限に主張することができる」と規定している（同23条1項）。わが国の法制と異なるのは、民事的請求権を行使しうる遺族の範囲である。わが国の場合は、最終遺族である孫までとしているのに対して、イタリア著作権法は、卑属の範囲が広く、基本的に直系卑属が存在する限り無期限に主張することができるとしていることである。フランス著作権法とは異なるが、このことをもって、イタリア著作権法において、著作者人格権は永久に保護されているという理解がなされており、わが国の解釈とは明らかに異なる。

さらに、公益上の必要があるときは、イタリア首相府が、適格な専門家団体に聴聞した後に、著作者人格権の保護を主張することができる（同23条2項）。さすがにここまでくると、私権としての著作者人格権そのものを保護するというよりは、著作者人格権の保護を通じて、文化財としての著作物自体を保護しようという意味合いが強くなる。公益目的により著作物保護の必要があるときは、イタリア首相府は、著作者および配偶者、子および兄弟姉妹の直系卑属の存在にかかわらず、著作者の死後における著作者人格権の保護を主張することが可能である。

Ⅲ 著作者死後の著作者人格権の法的性質

1 死者の人格権

著作者の死後における著作者人格権の法的性質を検討するに際して、一般的な民法上の死者の人格権に関する議論を参考にする必要がある。

死者の人格権について争われたリーディング・ケースは、広田弘毅元首相を主人公とする城山三郎（被告）の伝記小説『落日燃ゆ』に関する事例である。これは、小説のなかで、広田元首相のライバルと目されていた佐

分利貞男元駐支公使（故人 A）の私行に関する記述について、A の甥（原告 X）が、当該文章は事実無根であり、それにより A の名誉が毀損され、さらに A を実父のように敬愛追慕している X の名誉をも毀損するものであるとして、謝罪広告の掲載および慰謝料の支払いを請求した事案である。

これについて、東京地判昭和52年7月19日は、死者の名誉を毀損する行為により、その遺族の名誉が毀損される場合と、死者自身の名誉が毀損される場合とを区別したものの、前者の場合には遺族に対する名誉毀損が成立することを認める一方で、後者の場合については、「故意又は過失に因り、虚偽、虚妄を以て死者の名誉を毀損し、これにより死者の親族又はその子孫…の死者に対する敬愛追慕の情等の人格的利益を、社会的に妥当な受忍の限度を越えて侵害した者は、右被害の遺族に対し、これに因って生じた損害を賠償する責に任ずべく、また裁判所は、右被害を受けた遺族の請求に因り損害賠償に代え又は損害賠償とともに死者の名誉を回復するに適当な処分を命ずることができる⁽¹⁶⁾」と判示するにとどまっている⁽¹⁷⁾。さらにその控訴審である東京高判昭和54年3月14日は、「まず死者の人格権についてであるが、刑法230条2項及び著作権法60条はこれを肯定し、法律上保護すべきものとしていることは明らかである」という認識を示し、その侵害行為については不法行為成立の可能性を肯定すべきであると述べつつも、民事上の請求権者について、著作権法116条を類推してその行使者を定めることはできないから、結局のところ実定法上の根拠がないというほかないと判示したにすぎない⁽¹⁸⁾。民法には死者の人格権に関する直接的な規定がないことから、死者の名誉毀損および著作者死後の著作者人格権について規定している刑法230条2項および著作権法60条、116条の規定を参考にしながら消極的な解釈論を展開している。いずれの判決も著作者の死後における著作者人格権に関する規定の適用可能性を肯定してはいるが、民法上の死者の人格権自体についてはその適用を躊躇しており、積極的に死者の人格権を認めたとはい難いものである。

2 私権としての著作者人格権

著作者人格権は私権であり、著作者と著作物との関係において生じる人格的利益がその保護法益である。歴史や文化の流れのなかで生み出される著作物は、著作者による創作性を根拠として著作物性が認められ、著作者の死後においても一定期間は排他的独占権としての著作権が認められるが、期間経過後、著作物は公有として共有財産となる。しかしその一方で、著作物が公有となった後においても著作者人格権は民事的にも刑事的にも保護されている。著作者の死後においては、その遺族が著作者人格権の侵害に対して民事的請求権を行使することができる。

著作者の死後においても著作者人格権が存続すると構成する場合であっても、あるいは、著作者の死亡とともに著作者人格権が消滅し、遺族による著作者の人格的利益が保護されると構成する場合であっても、私権である著作者人格権によって保護される利益は、実質的に保護されるといえる。ベルヌ条約が、著作者人格権を保全するための救済方法は、その国の国内法に依ると定めており（ベルヌ条約6条の2第3項）、その保護の理論構成がどうであれ、実質的な保護が確保されているのであれば、条約の規定を遵守していることになる。

単なる理論構成の問題として考えた場合、民法上的人格権とは異なり、著作者人格権は、著作者とその著作物との人格的、精神的な結びつきの上に認められている権利であるから、著作者の死亡とともに消滅すると構成するよりは、一身専属性を緩和し、著作者の死亡後も著作物との関係において著作者人格権は存続すると考えるのが妥当である。ただ、死亡後においては、著作者本人はその著作者人格権を行使することができないので、その遺族が著作者本人に代わって行使することができるものと構成することができる。

3 著作物の文化財的価値の保護手段としての著作者人格権

著作者の死後において著作者人格権を永久に保護するとしても、著作者の遺族や直系卑属が生存しなくなれば、その保護の実効性は期し難く、現実的に著作者人格権保護の永久性は著作権法制度の理念にすぎないことになる。しかし、著作者人格権侵害に対して、わが国の著作権法が無期限に刑事罰の適用を認めている場合や、あるいは、前章で概観したように、イタリア著作権法が、遺族に代わって国家による権利保護の主張を認めているような場合において、著作者人格権を保護するということは、必ずしも著作者個人の権利を保護するということにとどまらず、著作物そのものを保護するという思想を見て取ることができる。すなわち、刑事罰による無期限の保護は、私権である著作者人格権の効果として著作者の人格的利益を保護するというよりは、著作物そのものの文化的価値の保護という意味合いに取って代わられることになる。著作者の死後も永く利用される著作物は、著作権法の保護の範囲を超えて、国家による文化財の保護と保存に関する公法上の枠組みのなかで、文化的な財産として保護されるべきものであるといえる。

IV 実演家人格権の保護期間

本稿のテーマからは逸れてしまうが、著作者人格権の保護期間と比較すると、実演家人格権の保護期間については状況が異なる。

わが国における実演家人格権は、1996年（平成8年）に成立したWIPO実演・レコード条約⁽¹⁹⁾が実演家人格権に関する規定を設けることを規定していることから（同条約5条）、これを批准するため平成14年（2002年）著作権法改正（法律72号）により、実演家の氏名表示権（著作権法90条の2）と同一性保持権（著作権法90条の3）について規定が新設された。

実演家人格権は、著作者人格権と同様に（著作権法59条）、一身専属的権利であって譲渡することはできないと規定され（著作権法101条の2）、

相続の対象にもならないと解されている。⁽²⁰⁾したがって、実演家人格権は、実演家の死亡とともに消滅することになるが、やはり著作者人格権の場合と同様に（著作権法60条）、実演家の死後においても一定の範囲において実演家の人格的利益が保護され、「実演を公衆に提供し、又は提示する者は、その実演の実演家の死後においても、実演家が生存しているとしたならばその実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならない」と規定されている（著作権法101条の3本文）。そして、実演家人格権が侵害された場合の民事的請求権は、著作者人格権の場合と同様に、実演家の死後においては、その遺族が実演家人格権を侵害する者または侵害するおそれのある者に対して差止めを請求することができ（著作権法112条）、また、故意・過失により実演家人格権を侵害した者に対しては、損害賠償および名誉声望回復措置を請求することができることになっている（著作権法115条および116条）。さらに、実演家の死後における実演家人格権を侵害した者に対する刑事的制裁についても、著作者人格権の場合と同様である（著作権法120条）。

一方、実演家人格権について規定している WIPO 実演・レコード条約5条は、ベルヌ条約6条の2の規定と同様に、実演家は、現に行なっている音に関する実演およびレコードに固定された実演に関して、これらの実演の「実演家であることを主張する権利」（氏名表示権）と、「これらの実演の変更、切除その他の改変で、自己の声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利」（同一性保持権）を保有すると規定し（同条約5条1項）、そして、実演家人格権は、実演家の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続すると規定している（同条約5条2項）。

わが国の実演に関する著作隣接権の保護期間は、実演を行なった時から50年で満了することになっているが（著作権法101条）、実演家人格権の保護期間は、実演家の生存中、およびその最終遺族（孫）の生存中は存続する。財産権（著作隣接権）は、実演家の生存中に保護期間が満了する可能

性があるのに対して、実演家人格権はそれよりはるかに永く存続する可能性がある。実演家の死後における人格的利益の保護について、実演家人格権の侵害が「禁止される期間は限定がなく、未来永劫であります⁽²¹⁾」という見解があるものの、著作者人格権の場合と同様に、民事的請求権を行使しうる遺族の範囲が限定されているため、永久に保護されるとはいえないし、また、フランス法やイタリア法と比較したように、「未来永劫」という表現は適切ではない。

しかしいずれにせよ、著作者人格権と実演家人格権の保護期間を単純に比較すると、実演家人格権のほうが相対的に永くなり、保護のバランスが崩れていることは否定できない。

むすびにかえて

EU 諸国やアメリカ合衆国は、著作権の保護期間を原則として著作者の死後70年までに延長している。それに対応するように、わが国においても死後70年までの延長について議論が行なわれている。著作権の保護期間については活発な議論が行なわれているが、著作者人格権の保護期間についてはほとんど議論がなされていないといってよい。本稿で論じてきたように、ベルヌ条約は、著作者人格権の保護期間について、「少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する」と規定しているが、わが国の著作権法は、ドイツ、フランスおよびイタリア法とは異なり、著作者の死後における著作者人格権の保護について必ずしも十分にベルヌ条約の基準を充たしているとは言い難い。

複製技術の進歩や著作物の存在形態、利用形態の多様化により、著作権侵害の拡大に比例して、著作者人格権が侵害される機会も増加している。著作物の利用者の立場からすると、保護期間の延長は必ずしも好ましいこととはいえませんが、著作者保護の観点からは、著作者人格権の保護期間についてベルヌ条約が規定しているように、著作者の死後においてもやはり

少なくとも著作権の保護期間と同程度の保護が必要である。

権利の性質や、権利の帰属、行使に関する理論的な議論に拘泥するのではなく、権利の内容や実態に即した保護のあり方を模索するほうが合理的である。そうすると、著作者人格権の一身専属性をいたずらに強調しても実践的な効果はあまり期待することができず、むしろそれを緩和して著作者の死後においても著作者人格権が一定期間存続することを認めるべきであると考えられる。中身の無い永久的な保護よりは、期間が限定されていても実効性ある保護の制度を確立すべきである。そのことが、著作者の権利保護を通じて、あるいは、著作者人格権保護の名のもとに、優れた著作物は国民の文化財産として保護されることになり、文化の発展に大きく寄与することになると考える。

- (1) 1887年(明治20年)に制定された版權条例においてすでに著作者人格権の保護に関する規定がみられる。版權条例28条は、「版權ヲ有セサル文書図画ト雖モ之ヲ改竄シテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ其ノ表題ヲ改メ又ハ著作者ノ氏名ヲ隱匿シ又ハ他人ノ著作ト詐稱シテ翻刻スルヲ得ス違フ者ハ二円以上百円以下ノ罰金ニ処ス」と規定していた。
- (2) その後、旧著作権法の改正作業中に保護期間が満了する著作物を保護する趣旨から、保護期間が暫定的に延長され、原則として著作者の死後38年間まで保護されていた(旧法52条(附則))。
- (3) 『『著作者ノ死後ハ著作権ノ消滅シタル後ト雖モ』〔旧著作権法18条2項〕と明記しているのは、…著作権が消滅した後においても、著作者人格権は永久に存続することを表明した趣旨である』(小林尋次『現行著作権法の立法理由と解釈—著作権法全文改正の資料として—』244頁(文部省、1958年))。
- (4) 著作権制度審議会第1小委員会審議結果報告『著作権百年史〔資料編〕』143頁以下(著作権情報センター、2000年)
- (5) 小林・前掲書(註3)244頁
- (6) 一般に、一身専属的権利は、権利の帰属に関するものと、権利の行使に関するものとに分類される。権利の帰属に関する一身専属権は、権利の譲渡・相続について制限されるが、親族や夫婦相互の権利などのように、譲渡も相続も不能なものと、譲渡禁止特約付き債権(民法466条2項)などのように、譲渡は不能であるが相続は可能であるものがある。
- (7) 現行法の起草者は、著作者人格権を、譲渡することができないだけでなく、

- 「相続することができない」権利として認識しているようである（加戸守行『著作権法逐条講義（五訂新版）』（著作権情報センター、2006年）364頁）。
- (8) わが国の著作権法では、著作者は「創作者」に限定されておらず、「法人等」の著作者人格権にも一身専属性が認められることになる（著作権法15条1項参照）。
- (9) 東京地判昭和52年7月19日判時857号65頁、東京高判昭和54年3月14日判時918号21頁、判タ387号63頁。斉藤博・判例評論228号150頁、五十嵐清「死者の人格権—『事故のてんまつ』『落日燃ゆ』両事件を機縁として」ジュリスト653号55頁（1977年）参照。
- (10) 加戸・前掲書（註7）364頁
- (11) たとえば、「死者の著作者人格権の保護期間に限定はなく、理論上は永久に存続する…」（中山信弘『著作権法』（有斐閣、2003年）415頁）。
- (12) 「刑事上の制裁は著作物の完全性維持という公益上の目的に基づく政策的見地から課せられるものであって、私権としての著作者人格権保護の見地から課せられるものではないから、刑事上の制裁に期限がないからといって、これによって著作者人格権の永久性を根拠づけることはできないというべきである」（半田正夫『著作権法概説（第14版）』（法学書院、2008年）127頁）。
- (13) 『WIPO—ベルヌ条約逐条解説』黒川徳太郎訳（著作権資料協会、1979年）48頁
- (14) 『外国著作権法概説—英・米・独・仏・伊—』（著作権情報センター、2003年）111頁以下（ドイツ編・上野達弘）、163頁以下（フランス編・大山幸房）および223頁以下（イタリア編・三浦正広）参照。
- (15) ドイツ著作権法64条に関するわが国の翻訳文献では、「著作権の保護期間は、著作者の死後70年をもって消滅する」と訳しているものが多くみられる。しかし、この「著作権（das Urheberrecht）」という文言は、著作権一元的構成論を前提としているので、ここでは財産権としての著作権（著作財産権）に限定されず、著作者人格権をも含んだ意味で用いられている。したがって、「著作権の保護期間は、…」と訳すよりは、「著作者の権利の保護期間は、…」と訳すのがより適切である。
- (16) 東京地判昭和52年7月19日判時857号65頁。判決は、結論として、本件文章記載の事実が虚偽虚妄であると認定するに足りる証拠はなく、Yの行為は違法性を欠くものであり、また、X自身の名誉が毀損されたものとは認めがたいとして、Xの請求を棄却している。
- (17) 死者の名誉毀損について、死者が他人の不法行為によりその名誉を毀損された場合は、その被害者たる死者は加害者に対し死者として何らの権利を有しないことは法理上の定説であるとした古い先例がある（東京地判明治36年

11月20日法律新聞175号17頁)。また学説も、死者自身の名誉毀損については否定的であったといえるが(『注釈民法』19巻 186頁(五十嵐清)参照)、この判決を機に、死者の人格権の可能性を肯定する見解もみられる(五十嵐清「死者の人格権—『事故のてんまつ』『落日燃ゆ』両事件を機縁として」ジュリスト653号58頁)。

- (18) 東京高判昭和54年3月14日判時918号21頁
- (19) 正式名称は「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」、1996年12月20日作成、2002年10月9日発効。
- (20) 加戸・前掲書(註7)581頁
- (21) 加戸・前掲書(註7)583頁